

平成 2 1 年度

福島町議会定例会 3 月会議

議会提出議案説明資料

○発議第 3 号関係

福島町議会基本条例に関する諮問会議条例の制定について…………… P 1

○発議第 4 号関係

議会議員の歳費及び費用弁償等に関する条例の一部改正について…………… P 2

発議第 3 号関係

福島町議会基本条例に関する諮問会議条例の制定について

1. 制定の理由について

議会基本条例の検証・見直し及び議員定数・歳費に関する事項並びに議会評価に関する事項等の調査審議等を行うための附属機関として、議会基本条例第 20 条の規定に基づき設置するものです。

2. 条例の主な内容

- ・委員は 5 人とし、任期は 2 年とする。（第 3 条関係）
- ・報酬は日額報酬で 3,000 円とする。（第 7 条関係）
- ・旅行するときには、費用弁償として旅費を支給する。（第 8 条関係）

3. 施行期日

平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

発議第4号

議会議員の歳費及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

1. 改正の理由について

「福島町まちづくり行財政推進プラン」における歳費等の扱いについては、平成21年度人事院勧告による期末・勤勉手当の改正を反映することとしていることから、本条例の一部を改正するものです。

2. 条例改正の内容

人事院勧告による期末手当（6月期△0.15月、12月期△0.10月）及び勤勉手当（6月期△0.05月、12月期△0.05月）の合計した削減率を第6条第2項（期末手当）の支給率から減ずるものです。

※平成22年3月31日で終了する独自削減

- ・期末手当 平成18年度から平成21年度 年間 0.7月削減

○現行と改正後との支給率比較

区分	6月期	12月期	計
①現行	2.00月	2.25月	4.25月
実支給率	1.65月	1.90月	3.55月
②削減率	△0.20月	△0.15月	△0.35月
①-② H22改正後	1.80月	2.10月	3.90月

3. 施行期日

平成22年4月1日から施行する。